# 【重要】

「学生支援緊急給付金給付事業」について、各機関から日本学生支援機構への対象となる留学生の2次推薦に係る配分額をご案内させていただきます。

事 務 連 絡 令和2年7月3日

日本語教育機関担当課準備教育施設担当課御中

文部科学省高等教育局学生・留学生課

学生支援緊急給付金給付事業(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』) 2次推薦に係る配分額等について(依頼)

平素は日本語教育の振興に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たに創設された学生支援緊急給付金給付事業(令和2年5月19日閣議決定)については、6月19日に1次推薦を締め切り、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)において順次送金の手続きを進めているところです。

本事業は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の大幅 な減少等により、各機関での修学の継続が困難になっている留学生(在留資格「留学」 の者)に対し、現金を給付することで支援を行うことを含むものです。

こうした本事業の趣旨も踏まえ、2次推薦にあたり、各機関に御留意いただきたい事項について、以下のとおりお知らせします。各機関におかれては、推薦の事務を進めるにあたり、十分御留意願います。

(1) 2次推薦に係る配分額について

別紙①をご参照ください。

(2) 2次募集・推薦における留意事項

2次推薦に当たっては、改めて募集(2次募集)を行っていただきますようお願いします。1次推薦において推薦できなかった留学生(保留としている留学生)のみを対象とせず、1次推薦の募集に申請が間に合わなかった留学生も本給付金の対象となる機会が得られるようご配慮ください。2次募集の期間等については、各機関において設定いただくとともに、留学生へ十分周知いただきますようお願いします。

1次推薦において、「対象外」とした留学生が再度申請することは差し支えありませんが、1次推薦で既に推薦済みの留学生が再度申請することは認められません。

また、各機関の配分額を超える者については、1次推薦と同様に、明らかに対象外と 判断される場合を除き、対象外とせず「保留」としていただきますようお願いいたしま す。

#### (3)締切について

- 2次推薦の推薦リストの機構への提出に係る締切は、下記のとおり設定致します。
- $\bigcirc$  1 次募集において要件を全て満たしていると判断したが推薦できなかった者  $\cdots$  7 月 17 日 (金) (1 回目締切)
- ○その他、2次募集で申請があった者等…7月31日(金)(2回目締切)
- 1回目の締切においては、必ずすべての「1次募集において要件を全て満たしている と判断したが推薦できなかった者」の推薦をお願いします。但し、これ以外の者を合わ せて推薦頂くことは差し支えありません。

また、各締切をまたず、なるべく早期に推薦いただきますようお願いいたします。この際、機構への推薦が複数回に渡っても問題ありません。

## (4) 追加配分について

追加配分(各機関への配分額の追加)につきましては、2次推薦の状況を踏まえて検討させていただきます。2次推薦において、各機関の配分額を超えるために推薦リストに掲載できなかった留学生がいる機関におかれては、下記の調査にご協力をお願いいたします。(配分額の範囲内ですべての留学生の推薦ができた機関については、本調査に対応頂く必要はありません。)

なお、追加配分を仮に実施することとなった場合でも、新規で募集することは想定しておりませんので、対象となり得る留学生については必ず2次募集に申請するよう案内をお願いします。

<学生支援緊急給付金給付事業に係る申請状況調査(2回目)>

【回答期限】令和2年7月31日(金)12時

#### 【調査項目】

- ○学校名(学校法人名ではなく、学校名を記載すること)
- ○学校区分(大学、短期大学、高等専門学校、日本語教育機関、その他の別)
- ○国立、公立、私立の別
- ○機構の給付・貸与の奨学金で利用している「学校番号」
- ○1回目の配分額
- ○2回目の配分額
- ○1次推薦額
- ○7月31日までに推薦する2次推薦額
- ○1)各機関において①~⑥(留学生は⑥の代わりに⑦)の要件をすべて満たしていると判断したが、推薦リストに掲載できなかった留学生の人数
  - ※①~⑥の要件とは、学生・生徒用申請の手引き P. 5の1. に掲げた要件
- ○2) 各機関において、①~⑥の要件を考慮した上で、各機関が必要性を認める者 と判断したが、推薦リストに掲載できなかった留学生の人数
- ○3)各機関において要件を満たしていないと判断した留学生の人数

※上記1)~3)は重複しない。

※上記1)~3)はいずれも2次推薦のみにおいて該当する人数。

○審査方法

【回答方法】以下のURLから回答すること。

https://pf.mext.go.jp/admission/form\_0001-25-2.html

## (5) Q&Aの更新について

2次推薦の開始にあたり、文部科学省ウェブサイトの「学校関係者の皆様向けページ」 の事務処理要領Q&Aを更新しておりますので、御確認ください。

#### 事務処理要領Q&A

https://www.mext.go.jp/content/20200520\_mxt\_gakushi01\_000007327\_02.pdf

(参考)「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』ウェブサイト https://www.mext.go.jp/a\_menu/koutou/hutankeigen/mext\_00686.html

## (本件問合せ先)

<日本語教育機関、準備教育施設>

e-mail: kyuhugata-shien@mext.go.jp

※ お問合せは、メールにてお願いします。

※ メールの件名に【機関名】記載ください。

# 『学生支援緊急給付金』受給対象者の推薦について

各機関においては、事務処理要領等を確認の上、1次推薦において全ての要件を満たすと判断したが推薦できなかった者においては7月17日(金)、その他2次募集申請者等は7月31日(金)までに、対象となる留学生の審査、推薦リストの作成をお願いします。その際、以下(1)及び(2)について必ずご確認の上、機構へ提出いただきますようお願いします。

#### (1) 各機関が支給対象者として推薦することのできる配分額について

対象となる留学生の推薦リストを機構へ提出いただくにあたって、機関ごとの配分額は以下の通りです。 1 次配分額の残額と 2 次配分額の合計額が 2 次推薦の上限額です。 1 次配分額の残額が不明な場合は、お問い合わせください。

各機関において、配分額の範囲内で推薦リストを作成し機構へ提出してください。なお、7月31日(金)までの間機構は随時、推薦リストを受け付けていますが、随時推薦を行う場合でも、最終的に上記の配分額(1次配分額の残額と2次配分額の合計額)を超えて推薦することがないようご注意ください。

#### 2次配分基礎額 10万円

なお、2次配分加算額については、1次推薦の状況調査において、「保留者」がいると ご回答いただいた機関に対して、後日、別途お知らせ致します。1次推薦の状況調査に ご回答いただいていない機関及び「保留者」がいないとご回答いただきました機関には 2次配分加算額のご連絡を致しません。

## (2)機構への推薦リスト提出の方法について

推薦リストの提出方法については、1次推薦の際と同じです。添付の様式B「推薦リスト」を送付してください。(送付先等は様式をご確認ください。)

※「機関名」は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の 留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関を定める件(平成2年法務 省告示第145号)別表第1に掲げられている「名称」を正確に記載してください。

なお、JASSOからの給付に先立ち、機関が立て替えて支払った場合は、様式A「銀行振込依頼書」も併せて送付してください。